

梅ちゃん先生の 法律相談

第30回

知っておくべき 相続の基礎知識⑥

梅本寛人 (弁護士)

1 遺言とは？

今回は、遺言についてお話したいと思います。

遺言(ゆいごん。もっとも、法律家は「ゆいごん」といわずに「いごん」と呼ぶことが多いです。)とは、一般的には、広く、亡くなった方が自らの死後のために遺した言葉や文章のことを指すものとして使われます。「遺書」というのは、この意味で用いられることが多く、たとえば不審な死体が発見された場合にその者が書いた遺書が発見された場合は、自殺と判断されることが多いという意味では、自殺か他殺か事故死かを判断する証拠としての意味合いもあります。

もっとも、これからお話しする「遺言」、すなわち民法上の遺言は、上記の遺書よりは意味合いとしては狭く、**亡くなった方の死後の財産関係等の法律関係を定めるための最終の意思表示**を意味します。

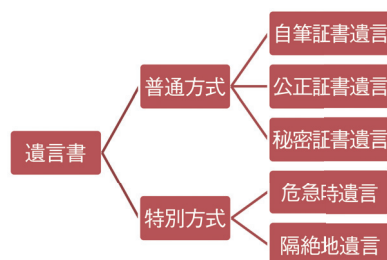
すなわち、民法での遺言とは、**人の生前における最終の意思表示に法的効果を認め、その人の死後にその実現を図るもの**です。これまでお話ししてきた相続とは、亡くなった方(被相続人)の財産を相続人等に承継させる制度ですが、承継の対象となる財産というのは、もともとは被相続人が持っていた財産ですから、被相続人が自らその財産の死後のあり方について意思を表示することを可能とし、死後は、その意思表示にしたがって被相続人の意思を実現するもの、それがすなわち

遺言にほかなりません。

このように、遺言というのは、相続のあり方についての被相続人の意思を実現する制度ですが、当然のことながら、遺言がその効力を発揮して遺言にしたがった相続が行われる際に被相続人はこの世にはいません。とすると、**遺言書に記載された内容の真意を被相続人に確認するということは当然できず、また、遺言書の偽造や変造の危険も少なくありません**。そこで、民法は、遺言書を作る際には一定の方式を要求しています。つまり、**遺言書を有効に残すためには、法律にしたがった形式を厳格に守らなければならない**のです。さらに、遺言書に記載できる事項、すなわち遺言をすれば法的に効力が認められる事項も、法律によって決まっています。

2 遺言の種類

遺言には、その作成の仕方によっていくつかの種類がありますが、図示すれば以下のとおりです。



一般的に良く作成されるのは「**自筆証書遺言**」と「**公正証書遺言**」です。

自筆証書遺言とは、遺言者本人が、

その全文を自分で手書きして作成する**遺言書**の形式であり、書かないといけない事項は民法によって決まっていますが、紙とペンがあれば作成することができ**特別な手続は不要**です。

公正証書遺言とは、遺言者が公証役場にいき、証人2人が立ち会いの上で、公証人が遺言者から遺言内容を聴き取り作成される遺言です。作成した遺言書は公証役場で保管されます。

自筆証書遺言も公正証書遺言も、いずれも法律上の効力が認められる点で差異はなく、どちらで作成しても構わないのですが、それぞれにメリット・デメリットがあります。

3 自筆証書遺言の注意点

自筆証書遺言を有効に作成するためには、遺言者が、遺言書の**全文を自分で手書きにて作成し、作成した日付を記載し、署名押印**をする必要があります(民法968条1項)。

このうち、全文を手書きで書くというのは、文字どおり、紙にペンで全部を自分で書くということであり、パソコンやワープロで作成することはできません。書く紙は、通常は便箋等の紙を使用しますが、法的に制限はなくノートやチラシの裏等でも構いません。なお、今般の相続法の改正により、遺言書に相続財産の目録を添付する場合には、その目録については、手書きする必要はなくパソコン等で作ったものでもOKとなりましたが、その目録(複数ページになる場合は各ページ



	メリット	デメリット
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単に作成でき、秘密にできる。 ・費用もかからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言書が発見されなかったり、紛失、偽造等のリスクがある。 ・方式違反、文意不明で無効になるリスクがある。 ・家裁での検認手続が必要。
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家が関与して作るため、内容が明確で法的に問題がない遺言書を作ることができる。 ・原本を公証役場で保管するので、紛失、偽造等のおそれがない。 ・家裁での検認手続が不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用がかかる。 ・証人には、遺言書の内容を秘密にはできない。

に署名押印をする必要があります。

また、作成の日付を書く点も重要です。「令和元年〇月〇日」「2019年〇月〇日」というように、元号ないし西暦で、**日までをきちんと書く必要があります**。この点たとえば「〇〇歳の誕生日」とか「還暦祝賀の日」という書き方でも日にちを特定できれば問題ないのですが、「令和元年7月吉日」というのは、日にちが特定できないので**日付の記載としては無効**であり(最高裁昭和54年5月31日判決)、その結果遺言書全体が無効になるので注意が必要です。

署名については、戸籍上の氏名で書くのが一般的です。「澤」を「沢」、「實」を「実」などと普段使用されている方は、普段の使用文字でも構いません。また、通称やペンネームであっても遺言者が誰かを特定できるのであれば問題ありません。押印については、実印でなく認印でも構いません。指印(拇印)でもOKとされています(最高裁平成元年2月16日判決)。押印の場所ですが、通常は、署名の後に押しますが、遺言書を封入する封筒の封じ目に押印をした場合に遺言書と封筒の一体性が認められる限りで押印としてOKとした判例があります(最高裁平成6年6月24日判決)。一体性というのは、要するに封がしてある、ということであり、遺言書が発見された時に開封されていた場合は、その封筒に押印があっても押印としては認められません。

なお、このようにして作成した自筆証書遺言をどこに保管するかというのは一つの問題です。遺言書の内容を秘密にしておきたいことを重視し、遺言者しか分からないような場所に保管してしまうと、死後に発見されないリス

クがあります。とって、分かりやすい場所に保管すれば、遺言書の中身を見られたり、偽造されるというリスクがあります。分かりにくく、しかし発見はされるだろうという絶妙な場所にしておく必要があります。

さて、遺言書の中身は、どのように書けば良いのでしょうか？

民法における遺言とは、財産(遺産)をどのように相続人に相続させるのかを、被相続人が予め決めておくというものです。ですから、まずは**相続財産としてどのようなものがあるのかを確認し、各財産を相続人の誰が相続するのかを漏れなく記載することが必要**です。その際、相続人の**法定相続分はどれくらいなのか、また遺留分(相続人の最低限の相続分のことですが、詳細は次回以降にお話しします)はどれくらいなのかを意識することが重要**です。たとえば、相続人が複数いる場合に「全財産を長男〇〇に相続させる」と安易に書いてしまうと、他の相続人の遺留分を侵害することになり、かなりの確率で相続人達が揉めることになります。

4 公正証書遺言の作り方

「公正証書」については、知っている人は知っている制度ですが、広く知れ渡っている制度ではないかもしれません。何かと便利な制度でありもっと広く使われるべきものと私は思っていますが、公正証書が最も多く使われるのがこの「公正証書遺言」であると思います。

公正証書遺言は、遺言を作りたい方が公証役場に出向き、遺言書に記載したい事項を公証人に伝え、公証人が公正証書の原案を作成し、後日、証

人2名が立ち会いのもとで、公証人が公正証書の原案を遺言者に伝えて内容を確認し、遺言者と証人2名が署名押印し、最後に公証人が署名押印して作成されることになります。もちろん、遺言書の作成を弁護士や司法書士等の専門家に依頼し、弁護士等が公証人との折衝を経て文案を確定し作成することもできます(この場合も、最終的に公正証書を作成する際には、遺言者ご本人も公証役場に行ってください必要があります)。

このように、公正証書遺言は、作成に当たって公証役場での手続が必要であり、自筆証書遺言の作成と比べれば簡単とはいえません。また公証役場には所定の費用を払う必要があります(相続財産の額等によって異なります。たとえば、財産の額が5,000万円~1億円の場合で相続人が1名ならば54,000円となります)。

もっとも、公証人という法律の専門家(公証人は、ほとんどが裁判官や検察官のOB・OGが就任しています。)が関与し、法律的に誤りがない形で作成されますし、作成された公正証書遺言は、公証役場にて原本が保管され(遺言者には「正本」「謄本」が交付されます)、紛失、偽造等のリスクはありません。

私は、ご相談者の方から、遺言書を作成して欲しいと依頼を受けることがあります。その方法としては、可能な限り公正証書遺言を作成するように勧めています。ご相談者に自筆証書遺言作成のアドバイスもしたことがありますが、被相続人の意思を最大限実現しつつ、法的に安定した相続を実現し、死後の相続人間の紛争をなるべく防止するためには、遺言書が明確に記載され解釈の余地を少なくすることがまず重要であり、そのためには公正証書遺言によることが望ましいといえるからです。

以上で、遺言に関するお話は終わりとなります。今回は、この遺言によっても奪うことのできない相続人の最低限の取り分である「遺留分」についての説明を行い、相続に関する連載を終えたいと思います。

